

## 独占禁止懇話会第196回会合議事録

1. 日時 平成25年12月3日（火）15：30～17：30
2. 場所 公正取引委員会大会議室
3. 出席者  
【会員】伊藤会長，青木会員，天野会員，有田会員，井手会員，稲垣会員，  
及川会員，蔭山会員，川濱会員，神田会員，高橋会員，野原会員，  
村上会員，和田会員，レイク会員  
【公正取引委員会】杉本委員長，濱田委員，小田切委員，幕田委員，山崎委員  
【公正取引委員会事務局】山本事務総長，松尾総括審議官，南部官房審議官  
（国際担当），中島経済取引局長，原取引部長，野口審査局長
4. 議題 ○ 物流センターを利用して行われる取引に関する実態調査について  
○ 官製談合防止法制定10年を迎えて  
○ 流通・取引慣行ガイドラインについて  
○ 公的支援と競争政策

○伊藤会長 それでは、時間となりましたので、第196回の独占禁止懇話会を開きたいと思えます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

独占禁止懇話会の会員の任期は3年となっておりますが、本年8月に第14期会員の任期が終了し、会員の改選が行われまして、本日が第15期としての第1回目の会合になります。第15期におきましても、引き続き私が会長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、事務局から第15期会員の御紹介をお願いしたいと思います。

○中島経済取引局長 経済取引局長の中島でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。座って説明させていただきます。

お手元の資料の中に1枚の紙で第15期の独禁懇会員の名簿、会員の名前が書かれたものがございます。お名前のところに丸印を付けさせていただいている方々が今回新たに会員に御就任いただいた方になります。それで

は、今回新たに会員となられました方のお名前を御紹介いたしますので、新しい会員の皆様におかれましては、お名前をお呼びした際にその場でお立ちいただければと思います。まず一橋大学経済研究所教授の青木玲子様でございます。

○青木会員 青木でございます。よろしくお願いいたします。

○中島経済取引局長 続きまして、主婦連合会副会長の有田芳子様でございます。

○有田会員 有田でございます。よろしくお願いいたします。

○中島経済取引局長 続きまして、株式会社小松製作所執行役員の稲垣泰弘様でございます。

○稲垣会員 稲垣でございます。よろしくお願いいたします。

○中島経済取引局長 続きまして、日本生活協同組合連合会専務理事の和田寿昭様でございます。

○和田会員 和田でございます。よろしくお願いいたします。

○中島経済取引局長 ありがとうございます。また、本日御欠席されておりますが、株式会社モスフードサービス代表取締役社長の櫻田厚様、さらに、神戸大学大学院法学研究科教授の泉水文雄様にも新たに会員となっていておりますので、御報告申し上げます。

なお、本日の議題について一言申し上げさせていただきたいと思います。本日、事前に配布いたしました議事次第の順序は、「公的支援と競争政策」、2つ目に「物流センターを利用して行われる取引に関する実態調査について」、3番目に「官製談合防止法制定10年を迎えて」の3つで、④で「その他」と書いておりますが、このその他といたしまして、「流通・取引慣行ガイドラインについて」を本日の議題に加えさせていただきたいと存じます。さらに、大変恐縮でございますが、説明者の業務の日程の都合がございまして、事前に御案内したものをから順序を変え、「公的支援と競争政策」を最後にさせていただきたいと思います。したがって、物流センターを利用して行われる取引に関する実態調査について、官製談合防止法制定10年を迎えて、それから流通・取引慣行ガイドラインについて、最後に公的支援と競争政策、この順序で御議論をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。また、独占禁止懇話会の会議の運営につきまして、事務局から連絡事項があるとのことですので、よろしく願います。

○中島経済取引局長 お手元に資料の中で議事次第の2枚目に付いていると思いますけれども、独占禁止懇話会議事運営規則というこの1枚の6条までを書いた紙がございます。本懇話会はこの運営規則に従って、会議を運営することとされておりますので、よろしく願い申し上げます。特に今期、第15期からは会長が急遽会議に出席できなくなった場合などにおいても、議事を滞りなく進めることができますよう、あらかじめ会長が会長代理を指名し、会長代理が議事進行できるようにしたいと考えておりまして、下線部分がありますが、第2条の第2項を追加させていただいたところがございます。

以上、御報告申し上げます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。では、会長代理につきましては、会長が指名するということでございますので、今期におきましては井手会員を指名させていただきたいと思っております。井手さん、よろしいでしょうか。

○井手会員 よろしく願います。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります前にもう一点、今国会におきます独占禁止法改正法案の審議等につきまして、事務局から御報告していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○中島経済取引局長 それでは、独占禁止法の改正法案の現在の状況について御報告させていただきます。御案内のとおり、去る5月24日、第183回国会、通常国会でございますが、ここに提出されました審判制度の廃止などを内容といたします独禁法改正法案は、その通常国会及び8月の臨時国会において継続審議となっていたところでございますが、今臨時国会におきまして、去る11月21日、衆議院において可決され、同日参議院に送付されたところでございます。今後のこの法案の取扱いにつきましては、国会において決められる問題ではございますが、公正取引委員会といたしましては、で

きるだけ早く成立させていただくよう期待し、また、努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。それでは、議題に入りたいと思います。本日は冒頭、事務局から説明がありました4つの議題につきまして、公正取引委員会から説明を頂き、会員の皆様から御意見を聴取することを予定しております。

まず、物流センターを利用して行われる取引に関する実態調査につきまして、真淵企業取引課長から説明をお願いします。

○真淵企業取引課長 ただいま御紹介いただきました企業取引課長をしております真淵と申します。座ってお話しさせていただきます。

議題の順序が変わっておりますので、お手元の資料の右肩の上にございます番号ですけれども、資料番号、独禁懇 196-2-1 から 2-3 まで御覧いただきたいと思います。その中で、2-1 はポンチ絵のようなものです。2-3 が報告書の本体でございます。報告書の本体は説明し始めると時間が掛かりますので、2-2 という概要の紙に基づきまして、御説明させていただきたいと思います。この調査報告書は今年の8月8日に公表させていただいたものでございます。報告書を御説明する中で、何度か同じ言葉が出てきますので、その言葉について、まず御説明をさせていただきたいと思います。

一つが優越的地位の濫用でございます。今期から新しく会員になられた方もいらっしゃると思いますので、一言だけ簡単に御紹介させていただきますけれども、優越的地位の濫用と申しますのは、不公正な取引方法の一類型でございます。取引上の地位が相手方に優越している者が取引の相手方に対して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為をすることによって、具体的には例えばホテルとか旅館業者がディナーショーのチケットを強制的に買わせる、外食事業者がおせち料理やクリスマスケーキなどを強制的に買わせるといった商品の購入強制ですとか、また、返品をしたり、減額をしたりといったようなこと、自分の決算をお化粧するために決算対策の協力金というような形で協賛金を求めるといったようなこと、お店の新規開店の際に、納入業者に人手を派遣させて、ただ働きをさせるといっ

たような行為が典型的といわれております。そういった優越的地位の濫用に関しまして、違反行為がありましたら、私どもとして厳正に対処することは申し上げるまでもないことですが、こういう行為を未然に防止するということが非常に重要なことだと思っております。今回の報告書は、その未然防止に向けた取組の一環ということでございます。今回のような実態調査につきましては、私どもの企業取引課というところで優越的地位の濫用との関係でいろいろ調査をしておりますけれども、その調査の結果を材料にして、業種別の講習会を開催したり、調査結果を踏まえて各種業界団体にコンプライアンスの徹底に係る要請などを行って、未然防止に努めているところでございます。

もう一つの言葉が、物流センターでございます。今回の報告書のテーマですが、元々、物流センターといえますのは、小売業者が自身の物流を効率化させるために設置・運営し始めた物流拠点だといわれておまして、今では小売業者だけでなく、卸売業者も同様のものを置いていることが多いと聞いております。物流センターの機能といたしましては、基本的には、商品を集めて、それを各小売業者の店舗向けに仕分けをして、発送するという、そういう機能があるといわれております。

一部におきましては、商品の在庫をする、ある種の倉庫としての機能を有している場合もございます。センターフィーという言葉も出てきますけれども、センターフィーと申しますのは、物流センターを運営している小売業者から納入業者に対して、物流センターの利用を名目として要請される金銭的な負担といわれております。今、申しましたような言葉を念頭に、これからのお話をお聞きいただければと思います。

お手元の 196-2-2 という資料でございますけれども、最初のところで調査の趣旨が書かれております。私どもは先ほど申しましたように、いろいろな実態調査をやってきております。大規模小売業者と納入業者の取引に関する実態調査など、これまでの類似の実態調査の中で、このセンターフィーというものを巡る問題というのが指摘をされてきたところでございます。

お手元資料 1 ページ目のちょうど真ん中ぐらいのところですが、

センターフィーについて「協議の機会が与えられなかった」とか、「物流センターの利用によって得られるメリットもあるのだけれども、それを上回るようなセンターフィーの負担になっている」といったような問題点が指摘されてきたということで、実態調査の中で断片的な形でこの物流センターを巡る問題というのが出てきていたわけでございます。そのような点を踏まえまして、今般、物流センターを利用した取引に焦点を当てて、その実態を調査してみようということで調査をしたのがこの調査報告書ということでございます。

2 ページ目でございます。調査方法について書かれておりますけれども、上の方に絵がございまして、小売業者、卸売業者、製造業者それぞれの間の取引について、今回は調査対象にしております。調査対象事業者とか、調査票の発送数などにつきましては、その下の表にあるとおりでございます。

3 ページの上から3 パラグラフ目ですけれども、今回の調査結果は、基本的には①の小売業者と卸売業者の取引については、卸売業者からの回答を基に、②と③の取引については製造業者からの回答を基に取りまとめをしているところでございます。

4 ページに参ります。調査結果の概要ということが簡単な表にまとめられております。これについて御紹介をさせていただきたいと思っております。取引の類型ごとに卸売業者と小売業者との間の取引、製造業者と小売業者との間の取引、製造業者と卸売業者との間の取引ということで、3つの区分をしております。今日は時間の関係もありますので、センターフィーのお話だけをさせていただこうと思っておりますけれども、まず、センターフィーにつきましては、今回の集計の対象になりました、卸売業者と小売業者の間の取引でいえば1,926の取引のうち、物流センターを利用していない取引が753取引ある中で、物流センターを利用していないのだけれども、物流センターの利用を名目とする協賛金などの負担要請があつて、それに納入業者が応じている取引というのが全部で22ありましたということで、753分の22ということで、2.9%の、物流センターを利用していないのに、センターフィーを払わされているという回答があつたということでござい

ます。

他方、物流センターを利用している取引が 1,159 取引ございまして、その中でセンターフィーの負担要請が小売業者からあって、それに応じている卸売業者が 945 取引があったということでございます。優越的地位の濫用との関係で問題となり得る行為としては、ここに挙げております 3 つの行為があると我々としては考えておりまして、1 つ目が、センターフィーを小売業者が卸売業者に負担のお願いをする際、事前の協議の機会を与えられず、センターフィーの算出根拠、使途などについて全く説明がなかったという取引が 367 取引ということで、945 分の 367 の 38.8%ということになっています。

その次が、協議の場は一応設けられて、協議をしたけれども、その結果に十分納得しておらず、卸売業者として受ける直接のメリットを上回るセンターフィーの負担額になっていると、そういうものを要請された取引が 45 取引で、4.8%になっております。また、センターフィーの負担率を引き上げる際に、事前の協議がなかったというものが 21 取引で 2.2%の割合であったという結果になっています。

同じように、製造業者と小売業者との間の取引でみたのがその隣の欄で、製造業者と卸売業者との間の取引でみたのが更にその隣の欄ということになっております。これを御覧いただきますと、センターフィーの負担要請の際に協議の機会がなかったものの割合は、小売業者が絡んでくる場合は 38.8%、27.9%ということで、製造業者と卸売業者との間の取引の 18.5%に比べると比較的高い値になっております。

次に、一番下の欄の（3）にセンターフィーの補填要請というものがありますけれども、これは製造業者と卸売業者の間で特徴的にみられる話でございまして、卸売業者が小売業者からセンターフィーの負担要請を受けて、卸売業者が支払ったセンターフィーの一部又は全部を、今度は取引のある製造業者の方に補填要請をする、ある意味、やや言葉は悪いですがけれども、付け回しのようなことが行われているという、そういう回答が製造業者からあったというのが 13.6%ということでございます。優越的地位の

濫用との関係では、センターフィーについていえば、今御説明したようなところが問題になり得るということでございます。

資料のページは飛びますけれども、10 ページ、11 ページを御覧いただきたいと思います。

今、申しましたような優越的地位の濫用につながり得る行為がどういう状況の中で行われる傾向にあるのかというのを多少分析したのが 10 ページ、11 ページの表でございます。この優越的地位の濫用につながり得る行為について、回答のあった卸売業者の取引依存度とか、年間取引高との関係を見たものでございます。取引依存度といいますのは、ある卸売業者にとってみれば、自社の会社全体の売上額に対して、その特定の小売業者に対する売上げがどれくらいあるかという割合でございます。その取引依存度との関係を見ますと、取引依存度が高いほど優越的地位の濫用につながり得る行為の割合が高くなるという傾向が見て取れるということでございます。

同じような分析を年間取引高との関係で見ますと、取引高の絶対額が大きくなればなるほど優越的地位の濫用につながり得る行為も高くなるというような関係にあるということでございます。

12 ページ、13 ページが今度は製造業者と小売業者との間の取引について同じような分析をしたものでございまして、同様の傾向があるということ、14 ページ、15 ページのところは、今度は製造業者と卸売業者との間の取引について同じような分析をしたものでして、やはり同じような傾向にあるということがお分かりいただけると思います。

16 ページのところからは、これまで御紹介した調査結果を受けて、物流センターを利用した取引における留意点をまとめた部分でございます。センターフィーの要請との関係で申しますと、18 ページの下のほうに（イ）というところがございますけれども、センターフィーを要請する際の留意点のまとめをしております。先ほど申しましたように、今回の実態調査の中ではセンターフィーの負担要請をする際に、事前の協議の機会が与えられず、そのセンターフィーの算出根拠、用途などを示されなかったとか、協議の場はあったけれども、その結果、十分納得していなくて、センター

フィーの負担額が、自分が受けるメリットの水準を上回る水準になっているといったような問題がみられたというところでございますが、それを受けまして、20ページの下から2つ目のパラグラフのあたりでございますけれども、小売業者が納入業者に対してセンターフィーの負担要請をする際には、納入業者に対して不当に不利益を与えることとならないように、センターフィーの負担額、算出根拠、用途などについて、納入業者との間で事前に十分協議する機会を設けるとともに、納入業者が得る直接の利益を勘案して、合理的であると認められる範囲を超えた負担にならないよう留意していただく必要があると記載しているところでございます。

この概要版には書いてございませんけれども、報告書の本体の中では、納入業者からの回答として、協議の結果に納得してセンターフィーを負担していると回答している納入業者の数も少なからずありまして、やはり双方で十分協議を行うということが重要なのではないかと考えているところでございます。

続いて、先ほど分析的な話として申しました、取引依存度や年間取引高との相関を受けて、我々が考えている留意点について、23ページの(5)で、その関係の話を書いております。先ほど申しましたように、取引依存度とか、年間取引高が高い取引先との取引において、問題となり得る行為の割合が高くなるという傾向がみられたわけですが、小売業者、卸売業者が自社との取引依存度、年間取引高が高い納入業者に対して、センターフィーなどの負担要請を行う場合、その納入業者が自社にとって不利益となる要請であっても、今後の取引に与える影響を懸念して、その要請を受け入れざるを得ないと考える可能性もあるということで、要請する側としては、こうした可能性を意識しておく必要があると考えているところでございます。

最後24ページでございますけれども、こうした報告書の内容を受けまして、私どもとしてどういう取組を行うのかということのを最後にまとめております。(1)、(2)と書いてありますとおり、小売業者、卸売業者が今回の調査対象になっておりますので、それらの事業者を対象とする講習会を実施しているところでございます。今、正に実施をしているところでござ

いまして、小売業者向けには全国 11 箇所、卸売業者向けには全国で 3 箇所の講習会を開催して、調査結果を説明しながら、未然防止に向けた取組を促しているところでございます。あと、この報告書を公表する際に、関係の業界団体の方にお越しいただいて、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組をお願いしたところでございます。

申し上げるまでもありませんけれども、違反行為の情報に接した場合には厳正に対処していくということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、御質問あるいは御意見などがございましたら、御自由に発言していただきたいと思っております。

どうぞ。

○野原会員 今回のように定量調査による実態把握をするのは大変有意義なことだと思いますし、その結果を業界にフィードバックして、改善に役立てることは大変いいことだと思います。

1 点、質問ですけれども、先ほど概要資料で説明いただきましたが、2 ページ目に調査対象者がありまして、その中身を読みますと、卸売業者や製造業者については、前事業年度の売上高が 10 億円以上の事業者からということで、そして、小売事業者の方では、前事業年度の売上高が 100 億円以上ということで、事業規模にかなり差があるような印象があるのですけれども、これらはそれぞれの業界において、同じぐらいの事業規模感で選ばれているのか、対象者をこういうふうに分けた理由を教えてくださいたいと思っております。

○真淵企業取引課長 小売業者につきまして、前事業年度の売上高 100 億円以上としましたのは、私どもで別途、大規模小売業告示、大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法という告示がございまして、その告示の中で定義されている大規模小売業者というものの一つの基準として、前事業年度の売上高が 100 億円以上のものとなっております、一応、大規模小売業者との取引の中でどういう問題があるかというところを今回の調査の中で把握したいということでございましたので、小売業者

につきまして、この100億というところで切った上で、500社を選んだということでございます。

○野原会員 10億円以上というのは何か根拠があるのでしょうか。卸売業者、製造業者の方です。

○真淵企業取引課長 この10億円というのは、大体2,000社程度になるところの基準が、我々が持っている名簿からすると、大体それぐらいのところは2,000社程度になるということで、そこで線を引いているということでございます。

○野原会員 それほど大きな問題ではないのだとは思いますが、趣旨としては、大規模な小売事業者に優越的な地位の濫用の可能性があるということとはよく分かりまして、そのことを調べているというのもよく分かります。ですが、③の卸売業者と製造業者の関係についてもここでは調べているので、卸売業者とその製造業者との間においても、やはり川上、川下で同じようなことが起こっているのかもしれない、それは規模をどこを取るかによって随分見え方が変わってくるのではないかというような趣旨なのですけれども、いかがでしょうか。

○真淵企業取引課長 対象事業者の選定の考え方は、先ほど申し上げたような説明が全てでございます。

○伊藤会長 どうぞほかに。

○川濱会員 非常に興味深い話だったと思います。この業界のことを知らなかったのですけれども、こういうパターンというのは日本で従来観察されなかったとされた、いわゆるスロッシング・アローアンス型のFTCでときに問題にされている、小売店が二部料金型で固定部分の料金を取る形で納入業者に対して濫用的な行為があるのではないかという慣行に似ています。FTCがしばしば調べていた種類の取引に比較的近い取引が日本でもあるということで非常に勉強になりました。その点で一つ教えていただきたいのですけれども、事実関係として、このセンターフィーというのは算出根拠が明らかでないとされていますけれども、やはり取るときには一定の名目で取るわけですから、例えば取引規模に応じてなのか、そういった取り方の定め方があると思うのですけれども、それはこういった形で取っている

のでしょうか。

○真淵企業取引課長 多くの場合は、物流センターを経由した取引金額に一定率を掛けるような形で徴収することが多いと聞いております。一定額を広く集めることも行われているとは聞いておりますけれども、前者の一定率を掛けるという方が多いと聞いています。

○伊藤会長 ほかに。

○稲垣会員 ありがとうございます。このような調査、大変役立つと思いますし、物流センターを利用していない取引にもかかわらず、そのようなフィーを取るとするのは極めておかしいことだとやはり思います。ただ、この関係で優越的な地位の濫用の定義の基本的な考え方を公正取引委員会は出されておりますけれども、必ずしも、かなり支配的な地位ではなくて、相対的に優位していれば、優越的な地位であるとか、あるいは濫用という概念についても、正常な商慣習に照らして、不当な不利益を課しているという面におきましては、実際に、では具体的にどうということが優越的な地位の濫用に当たるかというのは、なかなか一義的に見出すことが難しく、ある種、やはりそこに社会の人々の異なる価値観が入ってきてしまうと思います。それなりの法的な措置も下されるということであるならば、その辺については今後ももう少し具体的に分かりやすい形で提示していただいた方がいいのではないかなと、感想として思いました。

○伊藤会長 どうぞ。

○神田会員 今回の調査は未然防止に向けた取組の一環ということで行われたということで、最後のページに公正取引委員会の今後の対応という形でまとめられておりますけれども、今後の対応の、特に（１）、（２）ということで、一つは小売業者と卸売業者に対する講習会、それから、もう一つが関係事業者団体に対するガイドラインの徹底というようなことだと書かれておりますが、この調査を基にした対応ということでは、この２つというのはこれまででもやられてきたのではないかと思ったときに、特にこの調査を受けて、ここを強化したいというような取組があるのかどうかということがお聞きできるのかなと思ったのですが、その辺が一つと、それから今回は調査対象が小売業者と卸売業者ということでしたので、講習会にしても何に

しても、それらに対するものが表現されておりますけれども、もちろん違反行為をする側に対しての対応ということは重要だと思いますが、もう一方で受ける側のところにもこういった何か講習とか、そういった対応が必要なのではないかという気もちょっとしたのですが、そういうことは何も必要ないのでしょうか。この2点をお願いいたします。

○真淵企業取引課長 まず、最後のページの(1)、(2)のほかに何か強化するような取組はないのかというお話だったかと思いますが、我々としては、従来からこうした形でやってきておりまして、小売業者とか卸売業者への講習会の際には、一般的な優越的地位の濫用の話もいたしますが、この調査報告書を踏まえて、どういう行為が優越的地位の濫用になり得るのかということをより具体的にして、その点をお話ししているということでございます。その都度、調査の対象となる分野や切り口が違ってきますので、それに応じた取組を行っているということでございます。

それと、小売業者とか卸売業者以外の、濫用行為を受ける側への説明も重要ではないかという御指摘だったかと思いますが、我々としては違反行為を行う可能性のある人に対して、どういう行為が優越的地位の濫用になるのかといったようなことを説明していく、それによって違反行為の未然防止を図るとというのが一番大事ではないかと思っているところでございます。今の御指摘については、一つの御提案という形で受け止めさせていただければと思います。

○伊藤会長 ほかにどなたか。

○高橋会員 関連してなのですが、この資料の2のところにも自主的な取組が行えるようということで、事業者団体に期待が述べられているのですが、具体的にどのような自主的な取組というのが考えられるのか、調査結果を踏まえて教えていただきたいということが1点と、この調査を公表してから、もう4か月近くたちますので、業界団体、健全なところであればもう既に何らかの着手をしていると思うのですが、御当局として、承知していらっしゃるかどうかについて、補足を頂きたいと思っております。

○真淵企業取引課長 今回のこの報告書を出したのは8月ですが、それ以降、業界団体の方からこの報告書について業界団体内部での社長会や勉強会で

説明をしてほしいというお話は幾つか頂きまして、実際に私や担当職員が講師として行ってこの報告書を説明しております。また、業界団体によっては内部で通知文書を出して、公取からこういう要請があったので、周知しますというような取組をされたり、ホームページにそれを載せて取引先などにも広く周知しているところもあると聞いています。

○高橋会員 御説明ありがとうございます。ただ、これだけの不透明な問題であるわけですよね。算定基準であるとか、価格体系であるとか、そういうことについて標準説明書を作るとか、何らかの、もう少し具体的な取組を進めていただかないといけないと思っています。優越的地位の濫用をしてはいけないということだけを伝えるのでは、なかなか実効性が上がらないと思うのですが、その辺の動きというのはまだなのでしょうか。もしそういう体質といいますか、そういうことを作るような慣習のない業界なのであれば、次の手を打つ必要があるのかなと思います。

○真淵企業取引課長 センターフィーの算定の基準のようなものを作るという取組については、我々としては承知しておりません。

○伊藤会長 ほかに。

○天野会員 ちょっとだけお尋ねしたいのですけれども、今回の調査で特に今、御説明いただきましたセンターフィー以外でやはり負担の要請があって、それで優越的地位の濫用等につながりかねないといったような事例、預け在庫のお話とかも記述がありますけれども、その辺の状況を簡単に御説明いただければと思うのですが。

○真淵企業取引課長 先ほどの説明では省略しました預け在庫の話でございますけれども、お手元の資料の8ページを御覧ください。預け在庫と申しますのは物流センターに納入業者が置いている在庫のことですけれども、一般的には、小売業者の施設の中に置いてあるけれども、所有権は小売業者ではなくて、引き続き納入業者の方であって、センターから出荷された段階で納入業者に売上げが立つといわれております。そういうものを預け在庫、預かり在庫ともいいますけれども、優越的地位の濫用との関係での問題といたしましては、3つ目のパラグラフの特に②というところです。小売業者から一定数量を指定して、在庫しておくよう指示があるため、やむ

を得ず置いている預け在庫について、所有権は自分のところにあるのだけれども、保管料を負担させられているとか、あと小売業者からの指示に基づき商品を在庫していたにもかかわらず、一方的な都合によって、在庫数量より著しく少ない数量しか発注されず、残りは返品になったという話、小売業者が独自に設定した販売期限を経過したことを理由とする返品があったといったような回答がございまして、こういったものが優越的地位の濫用につながり得るのではないかと考えているところでございます。

○伊藤会長 よろしいですか。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に移りたいと思います。続きまして、「官製談合防止法制定 10 年を迎えて」につきまして、笠原経済取引局総務課長から説明をお願いしたいと思います。

○笠原経済取引局総務課長 経済取引局総務課長の笠原でございます。よろしくお願いいたします。

お配りいたしております資料、独禁懇 196-3-1 及び 2 という資料がこのテーマに関するものでございます。3-1 の方で御説明を致したいと思えます。官製談合防止法それ自体について、このタイミングで個別のトピックがあるということではございませんが、制定されて 10 年を迎えたという一つの節目ということで、経緯、施行状況等につきまして、取りまとめてこの機会に御紹介をしたいという趣旨のものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、主に 3 点に整理をしております。法律の沿革、内容、それから 2 番目が施行状況、3 番目として、入札談合あるいは官製談合の防止に向けた公正取引委員会の取組ということでございます。

3 ページ目、沿革、背景でございます。入札談合に対する独禁法の執行、摘発というのは平成に入って少ししたぐらいのところから非常に活発に行うようになってきたわけでありましてけれども、その過程で発注機関の職員による関与、あるいは談合そのものへの関与ではないけれども、容易に談合が行われるような発注方法になった事例というものが散見され、また、これに関連して贈収賄等も発生し、いわゆる官製談合ということで、社会的な批判が広がってきました。独占禁止法は御案内のとおり、事業者に対して違反行為を禁止し、禁止すべき違反行為を設定し、また、事業者に対

して措置を採る法律でありますので、発注機関に対してその発注方法に関して、法律に基づく措置というのは採れないわけでありまして、改善要請という形で発注機関に対して改善を促してきておまして、8年度から14年度までに14件の要請を指摘しております。また、特に基だしい場合につきましては、平成7年の6月には、日本下水道事業団の電気設備工事に関する入札談合事案でありますけれども、事業団の発注業務に携わっていた職員について、事業者側を独禁法違反の罪で刑事告発をした際に併せて幫助犯という形で告発をするなどして取り組んできたところでございます。

次のページでございますけれども、このような形で公正取引委員会としてやれることはしてきたつもりであります。やはり発注機関側の問題が多いということでありました。特に平成12年の5月に勧告をし、その審決を出しました北海道の上川支庁発注の農業土木工事、この入札談合におきまして、道庁側で事業者ごとに年間の受注目標額を設定して、入札前にその意向を伝達するというようなことが行われていたということが直接のきっかけになったといわれておりますけれども、新しい法律を作って、発注側に対する規制をしなければならないとして、平成13年の3月には、当時の与党自民、公明、保守党の3党のプロジェクトチームにおいて検討が進められました。14年の6月に議員立法の形で国会に提出されて、14年の7月に成立、公布されたというのがこの官製談合防止法の制定経緯であります。

資料の5ページでございます。この法律の施行後におきまして、入札談合に関与した発注者の役職員が独禁法違反の罪の幫助犯という形で告発をされて刑を受ける、あるいは、刑法の談合罪ということで刑事処分を受ける事案が発生し、十分な抑止力になっていないのではないかという議論がなされました。これを受けまして、18年の1月には与党、このときは自民党と公明党でありますけれども、官製談合防止法検討ワーキングチームが発足されて、強化改正についての議論がなされました。これを受けて、同年2月には、また議員立法でその改正法案が出されて、次の会期の12月に成立し、公布されました。この時には、法律の名称も改められておりま

す。施行は平成 19 年の 3 月でございます。

もう一枚おめくりいただきまして、6 ページ、法律の内容についてまとめてございます。大きく行政的な措置と刑事のものがああります。行政の方につきましては、公正取引委員会による独禁法違反行為の認定を前提にして、さらに、発注機関職員の関与行為、左下のところの①から④までにあるような談合の明示的な指示、受注者の意向表明、機密情報の漏えい、特定談合の幫助という行為があった場合には発注機関の長に対しまして、この関与行為の排除のために必要な改善措置を要求するという立て付けになっております。

対象となっている発注機関につきましては、この上の各省・各庁の長等というところに、国の機関、地方公共団体、それから国や地方公共団体が一定以上出資する法人等と書かれております。改善措置につきましては、調査を実施し、措置を検討し、その内容を公表するとともに、公取へ通知するというところでございます。

また、談合関与行為を行った職員に対する損害賠償請求に関しては損害の有無等について調査を行い、その結果を公表するとされています。損害があり、職員に故意・重過失がある場合には損害賠償請求をしなければならないということでもあります。また、懲戒事由について調査をし、公表するというところでございます。この行政的な措置の、赤いコメ印のついた部分は 18 年の改正で加えられたものです。それから、下のところに点線で書いております刑事の関係、これも 18 年に新たに加えられたものでございます。こちらは公正取引委員会による独禁法違反行為の認定処分ということとは別立てで、この矢印で 3 つ並んでいる左側の入札等の公正を害すべき行為というものがあった場合には、捜査機関が刑事事件として捜査・立件をするということで、これが 5 年以下の懲役、250 万円以下の罰金という刑に値する犯罪行為と構成をされております。

7 ページ、施行状況でございますけれども、14 年度から 25 年現在までのところ、11 月 22 日現在ということでもありますけれども、10 件の改善措置要求を行っております。また、19 年には発注機関が、もう解散が決まっていた、あるいは、別途しかるべき措置を採っていたことから、法律に基

づく要求はしなかったけれども、通知という形で要請をしているというものがございます。最近の事例として、下に3件ほど挙げてございます。

これらの改善措置要求の特徴を整理したのが8ページでございます。一つは、どういう立場の職員が関与しているかということでありませうけれども、契約担当部署よりむしろ発注部署の職員が関与している場合が多いこと、それから、その部署、土木事務所等のトップを含む管理職が関与していること、さらに、故意の類型の中では談合の明示の指示、あるいは受注予定者に関する意向の表明が最も多いということでありませう。

それから、どういう受注者に関する意向の表明が行われているかということでありませうけれども、OBの再就職を受け入れているところ、あるいは短納期の発注等につき無理のきく業者の受注の維持ということが考慮されている状況にございます。

9ページは刑事罰であります。こちらは先ほど申しましたように、当委員会の独禁法の執行等とは独立に、捜査機関の活動として行われておりますので、網羅的に把握が必ずしもできるわけではありませうけれども、報道等で10月末までに私どもの方で把握しているものとして、平成20年度以降で20件の事案があるということでありませう。この中では官製談合防止法違反だけでなく、収賄罪あるいは競争入札妨害罪等と併せた形で刑事処分をされているというのが12件ございました。

次に第3の公正取引委員会における入札談合、官製談合の未然防止の取組についてでございます。一つは国が発注機関に独禁法違反の疑いのある情報提供のための連絡担当官というのを指名してもらって、この連絡担当官との間で、毎年、連絡会議を行って、制度の説明、それから、情報提供に当たっての留意事項といったようなことを説明しております。これはもう平成5年から20年以上やっております。この連絡担当官が法律や公共工事、入札契約適正化法に基づいて通知をすることになっておりますけれども、過去5年、93件、また、任意の通報という形で3,000件以上という通知をしています。それから、発注機関の職員に対する研修も力を入れてやっております。11ページでございます。下の表にありますように、年々、特に講師派遣の依頼が増えておりまして、対応しております。これは発注

機関側のニーズが増えていると、希望が増えているということもあります。私どももいろいろな機会を捉えて、こういう場があるということをしてPRしながらやってきておるところでございます。

次に12ページでございますけれども、公正取引委員会はこの入札談合等の未然防止のために入札制度の在り方、あるいはコンプライアンス体制について実態調査を行って課題の考え方を取りまとめて公表しております。最近におきましては、23年の9月に発注機関におけるコンプライアンス活動についての実態調査ということでまとめて公表しております。概要を1枚、13ページで付けておりますけれども、こちらにつきましては、前のものでもありますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

私の説明は以上でございます。ありがとうございました。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見などございましたら、御自由に発言していただきたいと思っております。

どうぞ。

○レイク会員 9ページの御説明の中で、文章にも書いてあるのですが、報道等によって把握しているということなのですけれども、この法律、また、官製談合防止ということを考えるときに、日本国政府全体としての制度の執行性、また、抑止効果を検証する上で重要だと思うのですが、情報の共有というのは。報道に頼らなければいけないというのは何でなのかをもう少し理解できるように御説明いただけますでしょうか。当局との情報共有というのできるのではないかなと思ったりもするのですけれども。

○笠原経済取引局総務課長 いわゆる刑事法、数多ある刑事法の中の一つという形で、それぞれの警察単位あるいは検察単位でやっているということでもありますので、また、逆に独禁法の私どもの行政的な調査、処分の手の届かない外側も含めて、刑事でこういう発注側の行為があったときには処罰ができるというところにある意味では意味を持たせている法律であるということではないかと思っております。

○レイク会員 そういう形で執行が行われるのは分かるのですが、例えば法務省全体として、刑事罰の適用をこういう問題に対処した場合と、更に公正取引委

員会との協力体制の下で総合的な執行という形で検証していくということがやはり行われていないということなのですね。

○笠原経済取引局総務課長 現状、そういう捜査機関との間でのスキームというのをございませぬ。

○村上会員 私は同じ質問をちょっと違う観点からで、平成18年改正の一つの目玉は刑事罰規定を置いたということになるわけです。ただ、今までの評価では、私が聞いているところでは、この刑事罰規定というのはさほど威力は発揮していないというのが一般的な受け取り方になっている。ただ、9ページを見ると、20件という数は結構な数なものですので、この20件で刑事罰を科した場合に、懲役何年とか、若しくは罰金何円とか、どの程度のペナルティがこの官製談合防止法の刑事罰規定の結果として科されているのかというのがもし分かりましたら教えてもらいたい。むしろ、その刑事罰規定は余り機能していないというのが一般的な受け取られ方かと思っておりますので。

○笠原経済取引局総務課長 今手元にございませぬので分かりませぬけれども、まず、全体的な受け止め方、世間でどう受け止められているかというところについて、いろいろ御意見もあるかもしれませぬけれども、一方で全国津々浦々の警察なり検察なりがみているという状況というのはやはり、公正取引委員会の限られたリソースにリンクしてやるということに比べると、かなりの影響なり効果があるのではないかなとは、立て付けとしては考えております。

○村上会員 いや、私が分かればと言って聞いた意味は、収賄罪、競争入札妨害罪という刑法犯罪がありますから、当然それと一緒に、それに付加してかけられていると思うのですが、この官製談合防止法でどの程度、それ自体として刑事罰が科せられているか、ましてや実刑みたいな話にもなるのか、その辺のことがもし分かればという点です。

○笠原経済取引局総務課長 実際に科された刑につきましては、かなりばらつきがありますけれども、低いものは数十万円の罰金というのがありますが、一方で例えば懲役2年執行猶予4年とか、懲役刑が2年以上科されているものもありますので、そういう意味でいうと、独禁法違反でもって、告発をさ

れた事業者の職員というようなところとそう変わらない水準の宣告刑がなされているものもございます。

○伊藤会長 どうぞ、ほかに。

○神田会員 すみません、今後の取組でやはり発注機関の職員に対する研修をこれからもやっていくということで、これまでも増えてきているという報告があったと思います。それを引き続きやっていくということなのですが、一番最後のページのこれまでの事例、11件載っておりますよね、参考で載せられていた資料に。それは全て幹部、管理職の関与がなされているということなのですが、この研修については、研修の状況をみますと、幹部の方とか、管理職の方は受けている率がすごく少ないですよ、数字が。そういうことで、今後の対応として、実際にはそういった方が関わっている、でも、実際にはその人たちの研修を受ける率は少ないという数字が見て取れると思うのですが、今後の研修の進め方として、そこにターゲットを当てていくというようなことで考えていると受け止めてよろしいのでしょうか。

○笠原経済取引局総務課長 すみません、幹部が含まれているか含まれていないかというの11ページの表は、これは。

○神田会員 13ページです。

○笠原経済取引局総務課長 私どもも研修あるいは発注機関とのいろいろなやり取りの中で、やはり幹部の意識というものの涵養というのは非常に重要であるということはアピールしております、実際、最近のところで行っている研修等でも幹部、非常に高いレベルのところも含めて受けているというものも増えてきております。その辺については、今後ともやっていきたいと思っております。この資料、13ページは23年発表で、20年からということですので、若干前のものであるということは御理解いただきたいと思います。

○中島経済取引局長 今の13ページの数字の具体的な実数は分かりませんが、当然、会社と同じように官庁におきましても、幹部が少ないものですから、幹部も含め全体の検証をするときに人数比でやると、調べ方によっては幹部はそれほど高く出てこない場合も考えられます。今、課長からも申し上げましたとおり、組織として談合に関与するということに対して、我々が発注機関に組織として改善要求をするということですから、当然、幹部の関与

というものを我々は一番大事に考えているわけです。したがって、研修につきましても、幹部を入れないで、例えば、もちろん契約職員だけ、発注担当職員だけという研修もありますが、幹部も含めてやっているものもあります。ただ、幹部の数というのは300人、400人の組織でもそれほどいるわけではないので、パーセンテージにすると、調べ方によっては分かりにくい数字となっていることは御理解いただきたいと思います。

○伊藤会長 ほかに御質問とか御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。それでは、次の議題です。「流通・取引慣行ガイドライン」につきまして、山田取引企画課長から御説明をお願いしたいと思います。

○山田取引企画課長 取引企画課長の山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。お手元に「流通・取引慣行ガイドラインについて」、独禁懇196-4という資料がございます。これにつきまして、簡単に説明してまいります。

近年、マーケティングの関係でいろいろ私どもの政策の中にマーケティング戦略を制約しているものがあるのではないか、過大な規制となっているものがあるのではないか、といった指摘があり、その一つとして、私どもが平成3年に公表した流通・取引慣行ガイドライン、特に再販売価格維持行為に対する規制、これが我が国の事業活動を若干過剰に制約しているのではないかという指摘が一部に見られます。その中にはいろいろな議論がございますけれども、中には若干誤解のようなものもあるように見受けられるものもあり、それにつきまして、こういう機会に私どもの考え方の一端を御紹介させていただければと思った次第でございます。

まず、お手元の資料、1ページ目でございますが、再販売価格の拘束、再販売価格維持行為というものがどういうものであって、独占禁止法が、なぜそれを禁止しているのかということにつきまして、書いてあります。再販売価格維持行為と申しますのは、ここの1ページ目の例の1などに書いておりますけれども、メーカーが小売店の消費者に対する販売価格、これをメーカーが指示するような行為でございます。また、これの応用例として、メーカーが卸売業者をして、小売店に対する販売価格を指示させる

というような行為も再販売価格の拘束とっております。

こうした行為につきましては、小売店の消費者に対する販売価格というのは非常に競争手段の重要な要素であるということから、これを拘束するということは、競争を減少・消滅させる行為であるということから、独占禁止法上、不公正な取引方法というものの類型の一つとして挙げ、これを禁止しているわけであります。

この流通・取引慣行ガイドライン、平成3年に公表しておりますが、当時からもこの行為は違法でございましたし、現在も違法とされている行為でございます。では、その流通・取引慣行に対するガイドラインがどういったものかということでございますが、基本的には2つ目の丸にありますように、独占禁止法に違反する行為について、一体どういう行為が独占禁止法に違反するのか、あるいはどういう行為であれば、そういう問題となるおそれがないのかということについていくつもの事例を挙げて御説明しているものでございます。もちろんそのガイドライン自体が法令ではございませんので、そのガイドラインによって何か規制をしているというものではございません。むしろ、その行為の例示と、それに対する考え方というものを示したものであります。

それでは、その再販売価格維持行為、再販売価格の拘束について、海外ではどういう規制をしているのかというのが4ページ以下でございます。まず、アメリカの例でございますけれども、日本の場合、今、申し上げました再販売価格の拘束というのは、例えばメーカーと小売店の例をとれば、メーカーが小売店の販売価格について、一方的に拘束をしているという行為を捉えて、これを違反としているわけでございますが、アメリカの場合、そのメーカーと小売業者、販売業者との間で幾らにするという価格についての協定をしている、取決めをしているというような扱いにして、それをもってシャーマン法、アメリカの、連邦の反トラスト法でございますが、その1条違反ということでこれを禁止しております。この再販売価格の拘束につきましては、従来、裁判所の判断の方式として、理由や対応を問わず一律に違法とするという、当然違法というような扱いで判断を下してまいりました。その当然違法の原則というのは、今、申し上げた再販売価

格の拘束だけではなくて、競争事業者間の価格カルテルであるとか、あるいは入札談合についても同様の扱いというものであります。

ところが、2007年に入りまして、連邦の最高裁判所が、通称リージン判決とっておりますけれども、再販売価格の拘束はシャーマン法1条に違反するとして、ただし、その判断に当たっては、事案ごとに競争への影響を考慮するという考え方、このような考え方を合理の原則とっておりますが、これまで当然違法というものを合理の原則という考え方に従って、事案を判断するというようにこれまでの判例を変更いたしました。ところが、基本的に今、申し上げましたように、再販売価格の拘束自体がシャーマン法の1条の違反行為であると。ただし、その判断の仕方として、いろいろな競争への影響を考慮するというところでございますので、その意味では再販売価格維持行為が、では合法になったかという決してそういうことではないということをごましく申し上げます。

さらに、現在の状況について申し上げますと、アメリカでは連邦レベルの反トラスト法のほかに、州レベルでも競争法がございます。要するに州内の行為については基本的にその州ごとの法律で対応するわけでございますけれども、この州ごとの競争法では引き続き当然違法ということで対応している州も少なくないわけでありまして。また、ここに書いてございませぬけれども、この当然違法の考え方は改めるべきだということで、議院に法案の提出をする動きであるとか、そういった動きもあると聞いております。

他方、EUではどうなっているのかというところが5ページに書いてあります。EUでもアメリカとその意味では同様なのですが、再販売価格の拘束については、流通業者とメーカーとの間の取決めというものとして捉えて規制をしております。EU機能条約、TFEUとっておりますが、これの101条1項が根拠法でございます。

ところで、価格カルテルであるとか、入札談合というのは、非常にその競争に与える影響が大きいということで、EUではhard-core restrictions、ハードコア制限行為というジャンルを設けておりますが、再販売価格の拘束というものもこのハードコア制限に区分されております。

ではハードコア制限というのは一体どういう取扱いになっているのかということでございますけれども、実はEUでは、競争制限的な協定であっても、幾つかの要件を満たすものについては、この禁止規定を適用しないという制度がございます。適用免除とっておりますが、幾つかの定型的なもの、例えば共同研究開発であるとか、技術移転とか垂直的取引の一部のもの、こういうものについては競争に対する影響が少ない場合があるということで、そういったものについては定型的なものとして、一括して適用免除とする、一括適用免除しております。ただし、このハードコア制限行為については、こうした一括適用免除の対象とならない。ではどうなるかという、個別の事例ごとに適用免除となるかどうかを判断するというような仕組みになっております。

それでは、その個別の事案について、この再販売価格の拘束が適用免除になったことがあるかどうかということでございますが、6ページにあるとおり、一括適用免除の対象とならない行為であっても、仮に欧州委員会、コミッションの方が調査を開始したということで、その場合には事業者が欧州委員会、コミッションに対して個別に適用免除を申し立てることができることになっております。ただし、そういう適用免除が認められるためには、5ページの真ん中、中段に書いております①から④、こうしたものの要件を満たしているということを立証し、コミッションの納得を得るといような手続が必要になります。

他方で、こういう①から④の要件がどういう場合であつたら認められるのかということにつきまして、特に垂直的的行為につきましては、垂直的制限ガイドラインというものをコミッションが出しております、適用免除が認められる可能性のある場合として、幾つかの事例を紹介しております。例えばメーカーが新しい製品を投入する場合には、その再販売価格を拘束することによって、小売店にある程度の利益、利潤、そういうものを保証し、それによって販売促進活動を円滑たらしめる、それによって新製品の投入を容易にする場合、あるいはフランチャイズ事業者が期間限定でその低価格キャンペーン、セール、そういったものを行う場合、更にはある程度使い慣れのために試供品とかそういったものについて、小売店に準備期

間を与える、消費者がその商品に慣れるまでの期間を置いて、その間に小売店がサービスをする。そういったサービスをするために小売店は費用を掛けてやっているにもかかわらず、実際に安売り店がそういうものを安売りしてしまうと、そういった試供サービスがただ乗りされてしまうといったことから、そういった場合には、個別に適用免除が認められることがあるかもしれないというようなくだりがございます。したがって、再販売価格の拘束についても、こういう場合は適用免除となるかもしれないということコミッション自体が言っておるわけでございますが、ただし、そのガイドラインでは同じところでハードコア制限については、この101条3項の要件、適用免除のための要件を満たしているとは考えにくいということと同時にいってございまして、実際にこの個別の事件について、欧州委員会が適用免除を認めた事例はないというのが実情でございます。これは実際、EUコミッションの職員にも確認をし、そこについてはこれまでそういう事例はないということ聞いております。再販売価格維持行為につきましては以上でございます。

7ページに参ります。これまた一部の報道と認識等、議論の中で、私も公正取引委員会の流通・取引慣行ガイドラインの運用において、メーカーによる流通調査、これを禁じられているというような理解が一部でされているようでございます。これについて端的に申しますと、メーカーが単に実際の流通経路、商品の流通経路、販売先などを調査することは再販売価格の拘束ではございませんので、独禁法違反とはなりません。ただし、再販売価格を拘束するために実際に自分たちが指示した価格が守られているかとか、そういったもののために調査をする、そういった場合には、この再販売価格維持行為の実効確保手段と考えられ、その販売価格の拘束自体が独禁法違反となるということはガイドラインにも書かれているところでございます。いずれにいたしましても、この調査自体が違反となることはないのだということであります。また、その再販売価格の拘束のような価格制限以外の非価格制限行為に対する考え方としては、8ページにありますように、流通業者の販売価格を制限するものではないということで、基本的には独禁法違反ではない。ただし、競争品の取扱い制限など、そう

した行為を行うことによって、新規参入者が競争から排除されとか、あるいは価格競争が阻害されたりする場合、こういった場合にはその影響によって独禁法違反となることがあるというのがガイドラインのスタンスでございますし、また、私どもの法運用のスタンスであるということを申し上げておきたいと思っております。

なお、参考としてこれまで再販売価格の拘束に関する事例として、日本であるとか、あるいはEU加盟国、アジア、オセアニアといったところの事例について書いております。これは参考までに付けておりますので、御覧いただければと思っております。

説明は以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見等を頂ければと思います。

○村上会員 これは、数年前から同じことをいっている話ではありますが、是非、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針というのは全面的に見直してもらいたいという意見をもっております。これができたのが平成3年ですから、平成3年のものが20年間ずっと続いていて、その間にアメリカでも日本でもヨーロッパでも、考え方やルールが全く変わっていないということは、これは絶対にあり得ない話なので、むしろ大きく変わっているというのが実態かと思えます。それで順番にいきますと、アメリカは再販売価格維持ですらリージョン事件最高裁判決のもとで、合理の原則で判断するということになり、ケースバイケースで、市場における競争制限効果があるかどうかを判断して、違法かどうかを決めるというルールです。それまでの当然違法というのは、形だけあれば、それで違法という話ですから、それと比べたら随分大きな考え方なり、ルールの転換点があったという形になろうかと思えます。それから、EUの方もその間、再販売価格維持とそれから垂直的非価格制限について、何度もガイドラインは出ています。EUは10年ごとにガイドラインの変更をやっていきますので、その間をみると、ガイドラインの変更をしている。しかも、基本的には緩和の方向で変更しています。それから、先ほどいわれた適用免除とガイドラインの関係というのはそう簡単ではない。適用免除というのは、一括適用免除と個別

適用免除がありますし、ガイドラインとの関係でどこまで調整が行われるかというのは非常に難しい議論のあるところでもあります。

それから、日本でもその間、例えば資生堂とか花王の対面販売で大きな最高裁判決があって、基本的には垂直的非価格制限についてはそれなりの合理性があって、全ての販売業者に対して課せられているものは違法としないというような、それまでの考え方に比べれば、日本でも大きく異なる考え方が採用されているわけです。したがって、20年前のルールなり、考え方が今でも通用しているということは、これは絶対にあり得ない話なのであります。今のルールをみるとともに、規制の実態がアメリカでもヨーロッパでもどういう実態で行われているかというのは当然分析して、ルールを決めるのですけれども、そこはきちんと分析してルールを決めてほしいというのが希望です。ましてや、この流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針というのは、平成3年に作成された、これはちょうど日米構造問題協議のときに作成されたガイドラインなのです。その当時の判例法よりも垂直系列及び生産系列についてはきつめのルールを設定したと評価されており、これが20年たった今も通用できるということはありませんので、この再販売価格維持行為や、垂直的非価格制限行為だけではなくて、この流通・取引慣行ガイドラインの全面的な見直しを検討していい時期に来ていると思います。是非積極的に全面見直しの方向で取り組んでもらいたいというのが意見になります。

○山田取引企画課長 20年たっていることと、では見直さなければいけないかどうかということとは、別の議論であろうかと思いますが、ただ、私どもとしても、いつまでもずっと同じガイドラインを維持していなくてはならないという考えでは決してございません。何でも行政一般として、その必要があれば見直すということはあるでしょう。ただ、ではこのガイドラインについてどういう点を見直さなくてはならないのかということについては、またいろいろ議論があろうかと思っておりますので、そういういろいろな過程を踏まえてやっていく必要があるのだらうと思っております。他方で、ガイドラインについて、仮に皆様の中に誤解等、そういったものが仮にあるとすれば、そういったものについては、ガイドラインの見直しを必ずしも経る

ことなく、私どもの考えを、いろいろな機会を捉えて発信していくということが必要なのかなとも思っております。

○村上会員 運用実態からは、経済環境の変化とかに応じて、公正取引委員会で柔軟にケースバイケースで処理していますというのが言い分かもしれない。ただ、20年前に作られたガイドラインの文言というのは、やはりそれなりの効果を持つわけです。実務で企業や弁護士は、結局20年前の文言に縛られて解釈するわけなので、それが残っているというのは、やはり非常におかしな実務になる可能性がある。むしろ、こういう経済上のルールが何十年前のものがずっと続いているというのは、これは相当ではなく、5年なり10年なりでむしろ積極的に見直してほしいというところです。別にこのガイドラインだけの話ではないです。ほかのガイドラインにも当てはまるところはあると思いますので、むしろこれだけ経済環境の変化が大きいときには、経済法である独占禁止法のルールというのは絶えず見直してほしいというのが希望となります。

○伊藤会長 どうぞ。

○レイク会員 日米構造協議に出ていたからコメントするのではないのですけれども、今、駆け足でお話をなさったので、そうってしまったのかもしれないのですが、アメリカ法のことを知らない方がぱっと聞いていたら、4ページの説明はアメリカで一応最高裁の判例があるけれども、基本的には余り変わっていませんというのが印象として、私は少なくとも受けた説明なのですけれども、正に20年前に弁護士をしていたので、もう弁護士をしていないものですから、判例を読んでいないので、最高裁のこのリージョン判決がどうなのか少しコメントをしていただくともっと分かるかなと思って、お聞きしたいのですけれども、少なくとも20年前の弁護士をしていた頃の経験では、当然違法が合理の原則に変わるというのはすごい大きな話であって、それはよっぽどのがないといわれただけではなくて、最高裁までいったということはもちろん、何度もその裁判が各州で行われた結果、出さなければいけない結論だったと思いますし、推測するには多分流通チャネルの多様化など、経済の実態が変わってきたということに基づいて合理の原則ということになったのかなと推測するのですが、なぜこれだけ大

きな判決が最高裁で出たのか、判決を読んでいないものですから、簡単に1, 2, 3点、何かありましたら、情報共有という意味でもその背景を理解する意味でも、全く逆にガイドラインを改正するべきかどうかということも議論していく上でも、例えばアメリカの事例というのは、そういう経済の進化、経済の実態の変化に合わせて法律が変わっている、執行が変わっているということも、そういう意味で理解を更にできるのかなと思うので、簡単にコメントを頂ければと思っております。

○山田取引企画課長 恐らくはこの場にいらっしゃる方の中には、私どもよりはるかに詳しく研究されている先生もいらっしゃるのかなと思っておりますが、再販売価格の拘束について、当然違法が多分確立したのは、1910年代ぐらいであったかと思えます。それ以降、当然違法が適用されるべき判例の射程というのは、幾つかの判例を重ねて、確定していったところがございます。今、レイク会員がおっしゃったように、当然違法が合理の原則に変更されるということについては、非常に大きなインパクトがあったということは、恐らくおっしゃるとおりだと思います。本件、事件としては衣料品のアクセサリ、そういったものを販売するに当たって、安売りをしていたところが、安売りをやめさせるために商品の出荷停止を受けたということについて、これについては小売店とメーカーとの間に協定があった、その協定は違法なものであった、ということで訴えが起こったという事例でございます。この事件についてこれまでの判例を変更するに当たっては、判事の意見がものすごく分かれて、非常に僅差のところまでこれまでの判例を覆すといったことがあったと聞いておりますが、そうしたところからも、この判決は非常に今でも議論があるところだと思います。少数意見はこれまでのものを踏襲するものである一方、多数派としては、要するに販売促進活動としての再販売価格の拘束について、今後は販売促進、競争促進だという観点から、そうした行為の合理性を考慮していくべきという評論があって、その意味では、この事件は結果として大きなものだったということは分かります。ただ、他方でインパクトが大きかった分、例えば議会の方で、これを元に戻そうという議論もまた出ておりますし、州レベルでも逆に再販売価格の拘束を強化するというような、州レベルの立法も現に起

こっているということも同時に聞いております。正確な答えになっているかどうか分かりませんが、それを巡る状況ということは以上だと理解しております。

○村上会員 更に意見を言いますと、アメリカの判例法をどう読むかの話で、一つはアメリカは協定という、共同行為として再販売価格維持なりを規制していくというのが垂直的制限規制の在り方です。そのうえで、それは協定が認定された再販売価格維持協定の場合のルールがどうなのかというのは、確かに議論がある。ただ、20年間の判例法の展開では、そもそも協定の存在が立証されるまでにどの程度の証拠が必要なのかという点でも、アメリカではかなり大きな最高裁判決の変化がありますから、それは昔と比べれば、認定される協定の範囲が狭くなっているのです。したがって、かなり限られたものがその対象となる協定になります。それも絡めて議論していくと、実際問題どこまでが再販売価格協定として規制されているかという点についてはいろいろ議論がある。私も今日初めてこの資料を見たので、事前に十分に判例その他をみってくる余裕はなかったもので、このぐらいにとどめておきますけれども、そういう意味で実態を詳しく分析して、その辺は議論する必要はある事項だと思います。

○伊藤会長 どうぞ。

○川濱会員 ここはアメリカ法を議論する場ではないので、余り詳しく議論する必要はないと思うのですけれども、確かにおっしゃるとおり、リージョン事件はすごくやはりインパクトが大きかった事件だと考えます。当然違法から合理の原則になったのだから。ただ、このインパクトの大きさの中にいろいろな側面があって、そのせいで再販売価格維持行為に対するルールが全く不透明になったというのがあります。シルバニア事件という、同じく当然違法から合理の原則に移った事件があるのですけれども、あの事件の場合には、ほぼ全面的に合法に近い扱いになることが想定されるような判例示だったのに対して、今回は多数意見もかなり問題点があるということ、要するに他の類型に比べて危険性があるということは強調しておまして、したがって、違法になる場合というのは、従来に比べて、他の類型に比べたら大きいということは述べております。その上で、では今後どういう場

合に違法になるのかというのが分からない上に、州法がこういう状況だということで、非常に分かりにくい状況になっています。だから、日本がその方向を追従するのかどうかは別にして、日本では明文で一応、正当な理由なしに、という文言が採用されています。従来、公取の解釈を念頭ににした形で、法文に書かれていることから、当然違法ではないけれども、EUと同じように、推定的に公正競争を阻害するという立場をとっておるわけですから、これはEUと平仄を合わせた形で、従来、再販と言えば、先入観として常に悪いとなっただけでも、悪くない場合もあるかも分からないというぐらいの検討はあるのかもしれませんが。これは日本法ではもともと正当な理由なしという文言から、それは許容しているわけですから、法には大きな変更はないのだろうと。

ただ、このガイドラインの見直しは、私はある意味で非常に重要なことだと思います。リージン事件の場合の一つのインパクトは、あの判例変更がかえって法を不明確にするばかりか、イノベーティブな事業活動にとって危険だというのがあります。インターネット販売によって、いろいろな形での流通チャネルが増えたときに、あのルール変更が今成長している産業に関してどのようなインパクトを持つかが重要であるにもかかわらず、多数意見はそのような経済の実態を考慮せずに議論しているところがあります。我々が参考にする上では、アメリカでそういった分野において、どういった規制になったのかということを見ていく必要があると思います。

日本の流通・取引慣行ガイドラインというのは、あれは日米構造協議の影響もありますけれども、それ以前から、1970年代の終わり頃から公正取引委員会は流通・取引に関して非常に精力的に実態調査をやり、我が国の問題点を把握した上で、経営学者、経済学者の継続的な協力の下に、かなり調べた上で流通・取引慣行に関する認識を固めたと思うのです。ところが、恐らく1980年代までの流通の状況、取引の慣行の状況と今では物流も違うし、問題点の把握も全然違うだろうと思います。例えば、アメリカでもEUでも、今は垂直的な制限における大きな問題は、買い手の市場支配力を中心に、それが競争を歪曲する可能性があるのではないかということです。日本でも買い手の力の問題というのは、先ほどの物流に関する調査

にあるように、優越的地位の濫用としては認識されていますけれども、競争に対する歪曲という観点からはほとんど考えられてこなかった。けれども、もちろん優越的地位の濫用も大事ですけれども、競争歪曲があったら、やはり重要な問題なのだから対処する必要がありますが、ガイドラインは対処していません。実際にそういうことがあるのか、ないのかの調査する必要があるのではないのでしょうか。このようには、経済実態の大きな変化を踏まえて、改めて必要な規制のおあり方をチェックする必要があるだろうと。1970年以降から90年にかけての認識というのは、メーカーが強大な力を持っており、それが競争を歪曲するという観点だったのですから、ひょっとしたら、流通・取引慣行ガイドラインは現代だったら見逃している、反競争的慣行もあるのかも分からない。あるいは、例えばセーフハーバーなんかに関して、10%で、又は上位3者という現状の基準が本当に悪影響をみる上で、必要なことなのかどうかも含めた検討というのは必要ではないのでしょうか。その意味では見直しの作業というのは重要だろうと思います。ただ、それはただ単に外国法を調べて、外国はこうなっていますから、これを変えましょうというのではなくて、我が国の流通・取引の実態調査を1970年代、1980年代にかけて行ったのと同じ規模で行う必要があるのではないかと思います。90年代に至るまでの間の調査というのは、これはかなり精力的なものだったので、それに匹敵することを今やる時代が来たのではないかなという気はいたしております。

○伊藤会長 ほかにどうぞ、コメント等。

どうぞ。

○及川会員 6ページの下から7行目ぐらいですが、メーカーが新商品を投入する場合とかいう例があります。中小のものづくりを、企業連携で新しいものを作るというのは、例えば下町ポブスレーですとか、江戸っ子1号みたいなものがベンチャー企業、あるいは今までの既存のものづくりが新商品を投入するということは今、一生懸命やっているのですけれども、他方で販売面で、下に書いていますように、低価格のキャンペーンとか安売り業者にというところがある。新製品をどんどん出したいのだけれども、開発はできるけれども、市場、小売のところで大変安売りに入ってしまう。このジ

レンマに大変悩んでおりまして、是非中小企業の立場からもこのガイドラインをもう一度、根本的に見直していただきたいと思っております。

以上です。

○伊藤会長 ほかにどなたかございますか。よろしいですか。大きなテーマなので、議論し始めるとあれですけども、一応いろいろな問題提起がされたということで、今後また検討していただきたいと思えます。

それでは、次の議題です。「公的支援と競争政策」につきまして、杉山調整課長から説明をお願いしたいと思います。

○杉山調整課長 経済取引局調整課長の杉山でございます。よろしくお願いたします。

お手元の、順番が前後して恐縮でございますが、独禁懇 196-1-1 の「公的支援と競争政策を巡る議論」という資料を御覧いただければと思えます。

この「公的支援と競争政策を巡る議論」ということで、まず思い起こされますのは、平成 22 年における日本航空、JAL の再生支援でございます。これにつきましては、国会の中、あるいは世の中の中的にも、大きな議論が繰り広げられました。JAL の再生支援につきましては、競争業者である全日空ですとか、その他の航空会社からも、競争条件が、イコールフットィングが確保されていないのではないかという大きな議論が提起されてきたところがございます。それで、この公的支援が与える影響に対して、非常に関心が強まっております。

ヨーロッパ連合、EU におきましては、競争法の枠組みの中で、公的支援が競争に与える影響をみていこうという一つの枠組みがございます。具体的に申し上げますと、国が補助金を出すといったことについて、これが競争を曲げるのではないかと懸念がある場合に、届出をさせた上で、ある一定の基準に該当するものについては、禁止決定をするといったようなこと、これを競争当局たる競争総局が審査をして、最終的には EU の委員会での決定を行うという枠組みでございます。

EU にそういった枠組みがあることから、資料 1 ページ目の 1 番目のポツでございますけれども、当委員会の内部で設置しております競争政策研究センターで、「EU 国家補助規制の考え方の我が国への応用について」と

いう題目で共同研究を行いまして、平成 25 年 7 月 30 日、その報告書を公表いたしました。これは、EU の事業再生に係る国家補助規制を中心に法的な枠組みを整理するとともに、経済学の観点から公的支援と競争の関係について整理するなど、法学及び経済学の双方の観点からの研究結果を踏まえて、我が国において競争政策の観点から事業再生支援を規律することの意義と、公的支援規制制度を構想する際に留意すべき点をまとめたものでございます。

それから、もう一つ、2 番目のポツですが、この「公的支援と競争政策」との絡みで特記すべき事項がございます。これは、政府全体の取組でございます。官民ファンド、つまり、官と民が一緒になって資本参加、資本出資する機構がたくさん設立されてきておりますけれども、平成 25 年に、政府全体として、既存の官民ファンドについて横串チェックをしていこう、加えて、現在制度設計中の官民ファンドの制度設計についても意見交換をしていこうということで、内閣官房副長官を座長とし、政府関係者、有識者を集めた官民ファンド総括アドバイザー委員会というものが官邸に設けられ、この委員会で議論をし、一つの考え方をガイドラインという形で取りまとめております。この中には、私どもも意見を提出してございまして、競争政策的な部分についても盛り込まれております。

この 2 つについて、ちょっと簡単に御説明させていただきたいと思っております。

まず第 1 でございますけれども、EU の国家補助規制の考え方につきましては、1 枚おめくりいただきますと、別紙 1 というものがございます。報告書そのものは大部でございまして、これは要約版でございます。この中でつまみ食いの御紹介させていただきたいと思っております。

まず、研究の目的でございますけれども、我が国において、事業再生に係る公的支援につきまして、競争政策の観点から規律の在り方を議論する際の手掛かりを提供することを目的としております。

次に、研究アプローチの手法でございますけれども、EU 国家補助制度について事業再生に係る国家補助規制を中心に法的枠組みを整理し、経済学の観点から公的支援と競争の関係について整理した上で、EU における

事業再生における国家補助規制の意義を分析する。さらに、我が国の事業再生に係る公的支援制度の現状について、企業再生支援機構法というのがかつてありましたけれども、これを例に法的枠組みや個別の支援事例を検証した上で、経済学の観点から企業再生支援機構法の事業再生支援に係る支援基準について検証をしていく。そういった観点で研究を進めてきております。

飛ばさせていただきますが、まずEUはどのような観点でそもそも規制をやっているかという疑問があるかと思えますけれども、その部分だけ触れさせていただきたいと思えます。EUの国家補助制度の概観ということで、4ページの1(1)、EUにおける国家補助規制の目的というところでございますが、EUは、その加盟国における補助の供与について、域内市場における事業者間の競争を歪める可能性があり、域内市場の維持・発展のためには規制する必要があるという観点を持っております。加盟国が自国事業者を対象に補助を供与することによって、他の加盟国に所在する事業者よりも有利な立場を与えようとする、いわゆる「補助金競争」を抑止する必要があるという観点でやってきています。こういう観点に基づいて、非常に多種多様な規制、それから、各種のガイドラインを作って、その考え方を明らかにしております。この支援の在り方としても、今申し上げたJALのような再生支援だけではなくて、例えば創業支援ですとか、あるいは文化財の保護の支援とか、そういったところについてもガイドライン等々を出しております。あるいは、一般のガイドラインのほかに、個別の産業分野別のガイドラインを出しております。かつては航空分野に特化したガイドラインもあったといったような状況でございました。

続いて、私どものまとめのペーパーということで、こういった内容でまとめたかというのを14ページに書いてございます。

競争政策の観点から事業再生に係る公的支援を規制することの意義でございますけれども、競争への悪影響を生じさせるおそれがある公的支援であっても、一定の政策的要請を達成するために認める必要がある場合がある。そのため、公的支援を規律する制度の枠組みや競争への悪影響と政策的要請とのバランスが取れたものである仕組みが求められるとしておりま

す。その上で、再生支援については、例外的に市場の失敗によって市場を通じた資金調達や事業の効率化による再生ができない場合に限り正当化されるということ。それから、破綻事業者を市場から退出させることが需要者や地域社会にもたらす影響等が大きいことを理由に、総合的な政策衡量の結果として、公的支援を行うことが必要となる場合があるところ、総合的な政策衡量を行うに当たっては、競争への影響に十分に目配りをして、支援の可否・内容を決定する。そのためには、総合的な政策衡量を判断権者の自由裁量に委ねるのではなく、競争に対する影響への考慮を加味した一定の実体的・手続的規範を設定することが有用ではないかというような提言を行っております。

以下、2（1）で、再生支援に伴い発生する可能性のある「競争への影響」ということを、この報告書では再生支援に絞った形で様々な観点から分析しております。モラルハザードが生じる、資源の非効率な配分がなされてしまうなどの問題があるといったことを指摘しております。

その上で、競争への影響の程度を左右する要素ということで、15ページでございますけれども、公的支援の競争への影響は次のような場合に影響が大きいと考えられているということで、幾つかの要素を掲げております。この中で、③の絶対的、相対的な規模が大きい場合ですとか、あるいは④の市場の集中度が高い場合に、補助が規模の大きな企業に提供された場合といったような事例を出しております。

その上で、3番でございますが、事業再生に係る公的支援に対する規制の枠組みとして、（1）支援の可否、規模・方法等の判断というところでございますが、2番目のポツのところ、何らかの支援が認められる場合であっても、具体的な支援が認められるためには、まずその支援の規模・内容が、支援を受けた対象事業者を確実に再生させ、支援の終了後も競争単位として自立できるよう、すなわち長期的な事業遂行能力を回復させるものであることが競争政策の観点からも必要であるとしております。すなわち、支援というのは、ある一定期間を区切ってやっていくことによって、のんびりやらせたりとやることによって生じ得るようなモラルハザードの発生を防止していく必要があるといった指摘をさせていただいております。

次に、(2)支援を行う場合における競争への影響の最小化ということで、公的支援を供与することに伴う競争への影響を最小化するためには、支援の内容自体について、必要最小限の範囲に収めるなどの枠をはめること。それから、代償措置によって、支援を受けた事業者の行動や当該事業者が行動する市場における規制等について制約を加えること。そういったことが必要になるのではないかということが書かれております。

4番の、競争政策の観点から公的支援を規制する場合の留意点でございますが、支援により政策的要請が達成されることの利益との間での総合的な政策衡量に基づいて決定するのであれば、その決定主体は、欧州委員会のように、競争政策と補助により実現することが期待されるEUとしての諸政策の双方について自ら責任を負うことができる組織であることが望ましい。しかし、我が国の国家行政組織においては、これに対応するような組織は存在しないということで、ここの部分については、オープンな形でまとめているのですけれども、こういった専門のことを審査する機関が必要なのではないかというような提言をさせていただいております。

次に、官民ファンド総括アドバイザー委員会ですけれども、これにつきましては簡単に説明させていただきます。

まず、別紙2でございます。この委員会は、官邸に設置された、政府全体で官民ファンドの在り方について検討していく委員会でございますけれども、内閣官房副長官を座長としまして、公正取引委員会経済取引局長もここにメンバーとして入っております。今日、御出席いただいておりますけれども、独禁懇の翁会員も、有識者委員として参加されております。

この委員会で、当委員会は、別紙3のような説明をさせていただきました。「官民ファンドによる公的支援に係る競争政策上の考え方」ということで、こういった点に着目して、競争に与える影響を最小限にさせていただきたいという説明をしています。

そこで述べた4原則というのは、まず、補完性。支援はあくまで民間の金融機能を補完する役割をとどめることが望ましいということ。

次に、比例性。官民ファンドにおける支援というのは、目的を達成する上で必要最小限の方法で行われることが望ましいということ。

それから、中立性ということで、可能な限り、経済合理性の観点に基づいた中立で公平な基準の下に支援対象事業者及び支援方法を選択することが望ましいということ。

最後に、手続透明性ということで、これら3つの原則の土台にもなるところでございますけれども、支援に係る情報は迅速性等々に配慮して開示されることが望ましいといったことを指摘しております。

その他運用上の留意点として、例えば支援に当たっては独禁法違反を惹起しないように注意する必要があるといった話もさせていただいております。

それらを踏まえまして、1ページ飛びますけれども、別紙5ということで、官民ファンドの運営に係るガイドラインというものが作られております。このガイドラインは、基本的に、競争政策だけではなく、例えばファンドの運営に当たって、公金の適正な管理の在り方、ファンドの適正な運用の在り方等々に焦点を当てているものでございます。その中で、競争への影響も最小限にさせていただきたいという当委員会の説明も踏まえて、例えば2ページの1の⑥でございますけれども、支援が競争に与える影響を勘案したものとなっているかとか、あるいは3ページの2の2の投資方針というところでございますけれども、民業圧迫（民間のリスクキャピタルとの非競合の担保等）の防止に続いて、競争に与える影響の最小限化として、今申し上げました補完性、比例性、中立・公平性、手続透明性という4原則についても明記されているところでございます。

今後、このガイドラインも踏まえて、さらに、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会を政府部内で開催し、官民ファンドの適正な運用の在り方について引き続き継続的にみていくこととされているところでございます。

すみません、冗長になりましたけれども、私からの説明は以上でございます。

○伊藤会長 どうもすみません、ありがとうございました。

それでは何か御質問、御意見ございましたらいただけますか。

どうぞ。

○村上会員　むしろ、この共同研究の含みとなるものを聞かせてもらいたく、競争政策の観点から事業再生支援を規律するということで、競争政策の観点から政策提言を行うというなら、自由に提言してもらって構わないと思います。このとおりでも一向に構わないと思います。ただし、EUの国家補助規制というのは日本の独占禁止法には厳密には存在しないと説明がありました。それから、どうしても我々はこの問題を考えるときに、もう既に具体的にある行為として、日本航空への支援行為を頭に浮かべる。そうすると、そういう行為に対しては独占禁止法に基づく排除措置は命じられないということまでこの共同研究は意味しているのか、その辺をどんな感じで受け止めればいいのかというのが質問であります。日本航空の支援のときでも法律関係をぎりぎり詰めれば法的措置まで採れるのか、排除措置命令の可能性はどうかと聞かれた場合にはなかなか答えづらいテーマになっていたもので、この共同研究の含みみたいなものはどんなところかなということについて、もし答えられるならば、よろしくお願いします。

○杉山調整課長　今の御質問でございますけれども、公的支援の結果、必ずしも独占禁止法違反行為が惹起されないというわけではなくて、そういったことが惹起される場合というのも当然考えられるわけです。そういった部分について、独占禁止法の適用が排除されないということは、当然のことだと思います。例えば、支援を受けた企業が、いたずらに不当廉売行為を行う。こういった部分については、当然のことながら、独占禁止法が適用されます。あるいは、支援を受けた企業が支援を原資として違法な合併を行うといったようなことについても、独占禁止法のテリトリーの中に入ってきます。これらの現象を捉えれば、独占禁止法の範疇に入ってくる部分というのは、当然あろうかと思えます。

ただし、公的支援そのものが今の独占禁止法の射程に入るかといえ、今、先生がおっしゃられたように、そこは非常に難しい問題があるということだと思います。

この報告書では、そういった現状認識を前提としまして、EUの規制の在り方も参考にしながら、こういった枠組み作りが我が国において可能かといったところを検討したということでございます。

○伊藤会長 ほかにどなたか御質問とか御意見等がありますか。

○井手会員 こういう共同研究を受けて、公取としては今後、どういう取組をしていくのでしょうか。これは今、JALとANAという話をしましたけれども、当然、東電でも公的支援を受けた中で、これから電力の自由化とかいう話で競争が入ってくるわけで、東電もガス事業をやっていて、当然公的な支援を受けた中での競争というのが出てくるわけです。そういう意味ではこういった共同研究を受けて、これからどういうふうに公取として考えていくかというのを出していくとすれば、それは早い時期に出す必要があるのではないかと思います。

○杉山調整課長 ありがとうございます。今の井手会員の御疑問というのはごもっともな点でございます。

私ども、こういった形で1つの考え方をまとめさせていただいたのですけれども、一方では今、2つ目に申し上げました官民ファンドのアドバイザリー委員会、こういったところの場でも、競争政策の観点からはこういった点に留意してほしいかといったような話、原則論を述べさせていただいております。こういった政府全体の取組の中で、もし関与できる部分があれば、もちろん引き続き関与してまいります。

官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会と、ガイドラインの運用につきましては、今後引き続き公正取引委員会も一枚かみながら、会合の中で一緒に意見を述べていくという枠組みが設定されておりますので、そういった場等を通じて、競争政策上の考え方を述べさせていただくのかなと考えております。

それから、今、井手先生がおっしゃられた中で、東電の話等々もございました。東電の状況というのは、地震がきっかけでそういう状況になっているというところもございますので、普通の事業再生とはやや異なる、JALとは少し同一視できないところがあるのかなと思います。

再生支援の在り方によって今後の電力改革に影響を与えるという懸念があれば、私どもとしても注意を持って、関心を持って見守っていかなければいけない話、あるいは、場合によっては何かものを申さなければいけない話なのかなというところがございます。ただ、今現在、何か具体的な懸

念として、例えばほかの電力会社からそういった話は上がってきていないといったところもございます。いずれにせよ、引き続き注視する必要がある問題だと思えます。

○伊藤会長 どうぞ。

○野原会員 私も一部、先ほどの御意見と重なっているのですけれども、今回の調査でまとめた結果を基に具体的にどういうアクションを起こされるつもりなのかを聞きたいというのが1点。さらに、今日のテーマは、大きく異なる2つの観点があると思うのですね。前段は、EUの国家補助規制の考え方についての調査からまとめたもので、危機に瀕している事業の事業再生に対して公的支援をどうするかということですし、後段の官民ファンドについては、新産業の創出とか、新しい事業の創出に対して官がどう関与するかということなので、問題が違ふと思えます。そういう意味で、まず官民ファンドについては、確かにできるだけ自由競争ということの説明して、スタンスとして言っていられると思えますが、官民ファンドについては何かプラスアクションを考えておられるかということが2点目です。そして前段の事業再生に係る公的支援制度の在り方では、EUの制度は、各国がその下にあつて、それらを統合するEU経済圏に対する制度ですよ。日本という国の中での制度にそれをアナロジーさせているので、レイヤーが違います。その点を考えると、今回のまとめに加えてほしいのは、14ページでまとめた中で、「地域経済にもたらす影響が大きい場合に」というコメントがあるのですが、逆に、日本の国際競争力が小さくなる場合という観点もあるのではないかと。つまり、グローバル市場だとか、アジア圏など、国を超えた市場を考えた競争環境を基に判断をしていくこともあるということをつけ加えていただければなと思えます。

○杉山調整課長 ありがとうございます。

まず、官民ファンドにつきましては、御指摘のとおり、いろいろな既存の官民ファンド、いろいろな目的もございます。例えば、新技術の支援ですとか、あるいは創業支援といったところに焦点を当てた官民ファンドがございまして。一方で、私どもとしましては、事業再生支援の方がより競争政策上問題があると思っておりますが、そういったところに焦点を当てた

官民ファンドもございます。様々な目的を持つ官民ファンドがございますけれども、4つほどこういった原則が打ち立てられるのではないかと。そういった競争政策の観点から、打ち立てた4つの原則というのを御説明申し上げて、ガイドラインの中に入れていただいたということでございます。官民ファンドについては、先ほども申し上げましたように、今後定期的に運営状況について政府全体でチェックしていく場がございますして、その中で公正取引委員会も一員として入っていくことになっておりますので、その枠組みを通じて、特に競争政策上問題が生じるような話につきまして、必要に応じて意見を述べさせていただくことになろうかと思っております。

それから、再生支援の見方、競争政策のフィールドの見方という御指摘もございました。特にこの話は、合併規制などでも全世界を市場にしてみるべきではないかという議論が非常に多く出されていることは承知しておりますし、この公的支援の問題につきましても、恐らく同じような、分野によって違いはあろうかと思っておりますけれども、そういった視点というのも恐らく必要なのではないかと考えるところでございます。

例えば、JAL、ANAの話でいえば、国際線の分野ではほかにも競争者が多数いるといった中で、具体的に公的支援が競争条件に与える影響、歪曲する影響というのはどういうふうに考えるべきかといったようなところは、必然的にほかの国際的なプレイヤーも考慮しながら考えていかなければいけない話なのかなと思っております。まだまだこういった話、緒に就いたばかりで詰めていかなければいけない話というのは多いと思っておりますけれども、そういったところも検討しながら進んでいきたいと考えております。

○伊藤会長　そろそろ時間が来ているのですけれども、どうしてもという方はいらっしゃいますか。では、これで最後でお願いします。

○稲垣会員　今の事業再生の場合の公的支援の在り方ですけれども、補完的だということですが、一般的に民間企業ですから、民間企業である以上は、基本的な考え方としましては、通常ファイナンスとか、リスクマネーの供給が行われるという状況においては、公的支援をするというのは、基本的には国として行うべきではないのではないかと思います。そのような原則に立った場合に、公的支援の在り方がどうあるのかということについて

は、今、公取として基本的に判断を下したりとか、措置を下したりすることはできないというお立場であるとお聞きしましたけれども、何らかの考え方なり、ガイドラインというのを作っていかれた方が良いのではないかなと思います。

そこで、これはかなり例外的なことであって、リーマンショック後のように、本当に信用が収縮したときに、通常であれば、潰れない会社であるけれども、そういう特殊な状況にあったので、緊急避難的に行うということで行われたのだらうと思いますけれども、そういったことを整理していただいたほうが、民間企業にとっても公平性もありますし、分かりやすいのではないかと思います。

○伊藤会長 では恐縮ですけれども、時間がきましたので、本日の討議はここで終了させていただきたいと思います。最後に杉本委員長から御発言をお願いします。

○杉本委員長 今日は大変貴重な議論を頂きまして、ありがとうございました。一言だけお礼を申し上げたいと思っています。

政権交代がありましてから、日本経済もかなり回復途上にありますけれども、こうした日本経済の発展といいますか、成長基盤を更に確固としていくためには、私どもはやはり自由で公正な競争基盤というインフラを確保していくことが非常に重要ではないかと思っております。そのためにも、今日は当面、競争政策の執行上、いろいろな課題について御説明させていただきまして、貴重な意見を頂きましたので、今日の意見も十分に参考にさせていただきながら、どういうふうに競争政策を更に進めていくのか、当面の課題に対してどう対応していくのかということをも更に勉強しながら進めていきたいと思っております。是非またよろしくお願ひしたいと思っております。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。それでは、今回はこれにて閉会とさせていただきます。次回会合の議題等につきましては、事務局からまた連絡を差し上げることになると思います。どうも本日はありがとうございました。